

保健医療・福祉施設あしかがの森 身体拘束適正化のための指針

1. 基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を奪うことに繋がる行為です。

当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束しないという意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援方法に努めます。

1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」)を禁止とします。

2) 身体拘束等を行う要件等

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の3要件を全て満たす場合であっても、身体拘束等を行う判断は、病院として慎重に行います。

<身体拘束適正化の3要件>

① 切迫性

利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと

③ 一時性

身体的拘束等が一時的であること

2. 身体拘束適正化検討委員会

当施設では、身体拘束等の適正化に取り組むため、「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

1) 設置の目的

身体拘束等の適正化を職員全員で情報共有し、その周知徹底を図ります。

2) 構成員

委員長:院長

委員：所長、副院長、総務部長、診療部長、看護部長、総務部次長、庶務課長、看護科長、生活支援科長、管理者、医療相談室長、庶務係長、医事係長、各師長、リハビリ科主任、療育主任、主任相談支援員、メディカルソーシャルワーカー、その他委員長が指名した者

3) 委員会の開催

年2回以上開催します。

身体拘束等が発生したときなど、必要に応じて随時開催します。

4) 委員会の役割

- 身体拘束等の現状把握と改善の検討
- やむを得ず身体拘束等を行う手続きの検討
- 身体拘束等を行わない支援方法の検討
- 不適切な身体拘束等の再発防止策の検討
- 職員への研修を実施
- その他適正化に必要な事項の検討

3. 研修

すべての職員に対し、人権を尊重した支援の実施と不適切な身体拘束等を行わないための研修を行う。

- ① 年1回以上の実施
- ② 新採用者オリエンテーションでの実施
- ③ その他必要に応じた研修の実施
- ④ 外部研修に職員を積極的に派遣
- ⑤ 実施記録の保管

4. 身体拘束等の基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の手順に従って実施します。

1) 適正性の検討

拘束による利用者の心身の損害と拘束をしないことのリスクについて検討し、3要素(切迫性、非代替性、一時性)の全てを満たしていることを確認します。

2) 利用者や家族への説明と同意

3要件を確認したうえで身体拘束等を行うと判断した場合は、身体拘束等の方法、場所、目的、理由、期間等を利用者や家族に十分な理解が得られるように説明し、同意を得たうえで実施します。

また、身体拘束等の同意期限を越えても、なお必要とする場合は、事前に利用者や家族に期限延長の必要性などを説明し、同意を得たうえで実施します。

3) 記録と再検討

身体拘束等を行っている場合は、日々経過観察を行い、態様、時間、利用者の心身の状況等を記録します

4) 拘束の解除

身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除します。

5. 本指針の閲覧について

本指針は、利用者及びご家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

本指針は、令和6年4月1日より運用します。